

裁判員裁判に安心して参加していただくために

前橋地方裁判所

当裁判所においては、裁判員やその候補者の方が裁判員裁判に安心して参加していただけるように、下記1のとおり新型コロナウイルスの感染拡大予防策を実施しています。

裁判員等選任手続のために裁判所に来庁される際には、マスクの着用について、ご協力をお願いします。

また、発熱、咳等の風邪症状が見られたり体調面に不安のある方、その他不明な事項がございましたら、下記2の連絡先まで遠慮なく電話でご連絡ください。

記

1 感染拡大予防策

- (1) 皆様にマスクの着用をお願いするほか、裁判所職員もマスクを着用し、訴訟関係人や傍聴人にもマスクの着用を呼び掛けます。
- (2) 室内の換気を定期的に行い、皆様のご使用になる備品の消毒を行います。
- (3) 法壇上には、各裁判員の間を仕切るアクリル板を設置します。
- (4) 選任手続や評議において、密集や密接を避けるため、これまでより間隔をあけて座っていただいています。
- (5) (4)と同様に、法廷の傍聴席も、人数を減らして間隔をあけて座っていただいています。

2 連絡先

前橋地方裁判所刑事訟廷事務室裁判員係

(電話) 027-231-4275 (内線414)

(平日午前8時30分～午後5時)